

東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはら
- 2 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人 向会
東京都東大和市芋窪3丁目1638番地2
理事長 福地 透
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理業務 に関する基本協定書【原案】

東大和市（以下「委託者」という。）と _____（以下「受託者」という。）は、次のとおり、東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはら（以下「在宅サービスセンターむこうはら」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 この基本協定は、東大和市高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年条例第34号）（以下「在宅サービスセンター条例」という。）第18条の規定により指定管理者に指定された受託者が行う在宅サービスセンターむこうはら（以下「管理施設」という。）を管理する業務（以下「業務」という。）に関し、必要な基本事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 委託者及び受託者は、管理施設に関して指定管理者に管理させることの意義について、民間事業者たる受託者の能力を活用しつつ、地域の高齢者に対する通所介護サービス事業等の実施の効果及び効率を向上させ、もって、高齢者福祉の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 受託者は、管理施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理施設の業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 委託者及び受託者は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務基準書 在宅サービスセンターむこうはら指定管理者募集要項に示された本業務に係る業務基準書をいう。
- (2) 指定管理委託料 委託者が受託者に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (3) 年度協定 本協定に基づき各年度の業務内容の詳細及び各年度の指定管理

委託料を定めるために委託者と受託者が指定期間中に毎年度締結する協定をいう。

- (4) 基本事業計画書 指定管理者の公募時における受託者の提案を基に委託者受託者協議の上調製する指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書をいう。
- (5) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づく各年度の本業務の実施に係る事業計画書をいう。
- (6) 不可抗力 天災（地震、落雷、洪水、異常降雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他委託者及び受託者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者の増減は不可抗力に含まないものとする。

（指定の期間）

第6条 委託者が受託者を指定管理者として指定する期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

2 業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（業務の範囲）

第7条 受託者は、在宅サービスセンター条例第14条の規定により、管理施設に係る次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 在宅サービスセンターむこうはらに係る業務
- ア 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護として次に掲げるもの
- (ア) 身体介護に関すること。
 - (イ) 機能訓練に関すること。
 - (ウ) 健康の管理及び増進に関すること。
 - (エ) 生活等に関する相談及び助言に関すること。
 - (オ) 食事サービスに関すること。
 - (カ) 送迎サービスに関すること。
 - (キ) 入浴サービスに関すること。

イ 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として次に掲げるもの

- (ア) 日常生活行為の自立支援に関すること。
- (イ) 運動機能向上に関すること。
- (ウ) 健康の管理及び増進に関すること。
- (エ) 生活等に関する相談及び助言に関すること。
- (オ) 食事サービスに関すること。
- (カ) 送迎サービスに関すること。

- (キ) 入浴サービスに関すること。
- ウ 地域支援事業並びに高齢者及びその家族の福祉の増進を図る事業で市長の承認を得たもの（自主的事業）
- エ 施設、設備等の維持及び管理に関すること。
- オ 受託者の提案した業務であって市長が承認したもの
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務（業務の要求水準）

第8条 受託者が業務を実施するに当たって満たさなければならない業務の実施に要求される水準（以下「業務の要求水準」という。）は、本協定、年度協定、業務基準書、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書に定めるところとする。

（業務範囲及び業務の要求水準の変更）

第9条 委託者又は受託者は、必要があると認めた場合は、相手方に通知して、第7条に規定する業務の範囲及び前条に規定する業務の要求水準の変更を求めることができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の通知を受けた場合は、相手方に対する通知をもって第7条で定めた業務の範囲及び前条に規定する業務の要求水準の変更を求めることができる。
- 3 委託者又は受託者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 4 業務の範囲又は業務の要求水準の変更及びそれに伴う指定管理委託料の変更等については、第25条の規定による協議において決定する。

（目的外使用の許可）

第10条 受託者は、管理施設を業務以外の目的で使用しようとする場合は、委託者の目的外使用の許可を受けなければならない。

第3章 本業務の実施

（指定管理者の責務）

第11条 受託者は、関係法令のほか、本協定、年度協定、業務基準書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の定めるところに従い業務を履行しなければならない。

- 2 本協定、年度協定、業務基準書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、業務基準書、募集要項、基本事業計画書、年度事業計画書の順にその解釈が優先される。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書において業務基準書を上回る水準が提案されている場合は、基本事業計画書又は年度事業計画書に示された水準によるものとする。

(再委託等の禁止)

第12条 受託者は、業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部については、あらかじめ委託者の承認を得て、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項ただし書の規定により、第三者に業務の一部を実施させる場合は、全て受託者の責任と費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加した費用については、全て受託者が負担するものとする。

(管理施設の修繕)

第13条 管理施設の修繕については、次項に定めるものを除き、委託者が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理施設の修繕について、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、在宅サービスセンターむこうはらに係る各年度の指定管理委託料に計上された修繕費の額の範囲内で受託者の責任において実施するものとする。ただし、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、受託者は、委託者と協議をしたうえで対応するものとする。

3 受託者が1事業年度において実施した修繕の費用の合計額が当該年度の指定管理委託料に計上された修繕費の額に満たない場合は、当該年度の修繕費については、当該年度の末日をもって精算する。

4 受託者が1事業年度において実施すべき修繕の費用の合計額が、当該年度の指定管理委託料に計上された修繕費の額を超えることが見込まれる場合は、委託者受託者協議して対応するものとする。

(緊急時の対応)

第14条 受託者は、指定期間中、業務の実施に関して事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、委託者その他の関係者に対して緊急事態の発生について、通報しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて受託者に指示することができる。

3 受託者は、事故等が発生した場合、委託者と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(災害等応急活動)

第15条 受託者は災害等が発生した場合、東大和市地域防災計画に基づき委託者が行う応急対策等に協力するものとする。

2 前項に規定する協力の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者及び災害時要援護者等の避難及び救護に関すること。
- (2) 管理施設等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委託者が協力要請をした事項

3 受託者は、前項第3号に掲げる協力要請がない場合においても、災害時の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、市民等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めるものとする。

(災害時応急活動に基づく費用負担)

第15条の2 受託者は、前条の規定により、損害、損失又は費用負担が生じた場合は、委託者に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、委託者は、その求めに応じて受託者と協議しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による受託者との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で受託者の損害、損失又は増加費用の全部又は一部を負担するものとする。

(暴力団の利用の排除)

第15条の3 受託者は、管理施設の利用承認に関して、暴力団（東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、委託者と協議の上、暴力団排除条例に基づき適切に事務を処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する報告等)

第15条の4 受託者は、管理業務の実施にあたって、暴力団員等（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による違法若しくは不当な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(情報管理・情報公開)

第16条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）の規定を遵守するほか、業務の実施に関して知り得た個人の情報の漏洩、滅失及び損等の事故の防止その他の個人情報の適切な管理のために、「指定管理業務に係る個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は次に掲げる事項について、管理施設内での資料の備え付けその他の方法により適時公表するものとする。

(1) 管理業務の実施状況（施設設備維持管理状況等）

(2) 事業の実施状況（実施した事業の状況等）

(3) 管理施設の利用状況（利用者数、利用率等）

(4) 管理経費の収支状況

(5) 利用者の意見、要望等

3 受託者は、指定管理委託料の経理状況を明らかにした帳簿その他業務を行う

に当たり作成し、又は取得した書面を、適正に管理し、5年間保存するものとする。

(近隣対策)

第17条 受託者は、管理施設の管理運営に当たっては近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

- 2 管理施設の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が生じた場合は、受託者は、責任をもって解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において、受託者は、問題発生時及び解決時のそれぞれの状況を委託者に報告するものとし、必要に応じて委託者と協議するものとする。

第4章 備品等の扱い

(委託者による備品等の貸与)

第18条 委託者は、財産台帳に示す附属設備及び備品台帳に示す備品等（以下「貸与備品等」という。）を、無償で受託者に貸与する。

- 2 受託者は、指定期間中、貸与備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 貸与備品等が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合、受託者は、原則として、自己の費用で当該備品等を調達するものとする。
ただし、委託者受託者協議の上、委託者が相当と認める部分については、委託者の負担とすることができる。
- 4 受託者は、故意又は過失により貸与備品等をき損滅失したときは、委託者との協議により、委託者に対しその費用を弁償し、又は自己の費用で当該貸与備品等と同等の機能及び価値を有するものを調達しなければならない。

(受託者による備品等の購入等)

第19条 受託者は、貸与備品等以外の備品等で業務の実施に必要と認められるものを、自己の費用で調達するものとする。ただし、当該費用（次項の費用を除く。）のうち、委託者が相当と認める部分については、この限りではない。

- 2 前項に定める備品等が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合は、受託者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、受託者は、必要に応じて任意に備品等を調達し、業務の実施のために供することができる。

第5章 業務実施に係る委託者の確認事項

(事業計画書)

第20条 受託者は、受託者の提案を基に委託者と協議の上調製した基本事業計画書に基づき本業務を実施するものとする。

2 受託者は、各年度の9月末までに、翌年度に係る次に掲げる内容を記載した年度事業計画書を委託者に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他委託者が必要と認める事項

3 基本事業計画書又は年度事業計画書の変更は、委託者及び受託者の協議によるものとする。

(事業報告書)

第21条 受託者は、毎事業年度終了後30日以内に、管理施設ごとに次に掲げる事項について記載した事業報告書を委託者に提出し、その確認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施の状況
- (2) 利用の承認、不承認の状況その他の事業の利用の状況
- (3) 施設、設備等の維持及び管理の状況
- (4) 利用料金の収入の状況その他の管理の業務に係る経費の収支の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認める事項

2 受託者は、委託者が第39条から第41条までの規定に基づいて年度途中において受託者の指定管理者の指定を取り消した場合は、指定管理者の指定を取り消された日から30日以内に、当該年度の同日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 受託者は、毎月の業務について、翌月の15日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、委託者の確認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施状況
- (2) 管理施設の利用状況
- (3) 管理施設の修繕その他の維持管理状況
- (4) その他委託者が指示する事項

4 委託者は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容及びこれに関する事項について、受託者に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。
(業務の実施状況の確認と改善勧告)

第22条 委託者は、前条の規定による事業報告書による確認のほか、受託者の業務の実施状況を確認することを目的として、隨時、管理施設に立ち入り、又は業務の実施状況、経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 受託者は、委託者から前項の規定による確認の要求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その要求に応じなければならない。

- 3 前条及び第1項の規定による確認の結果、受託者による業務の実施が業務の要求水準を満たしていない場合は、委託者は受託者に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 受託者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査)

第23条 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第8項の規定により、受託者に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。
- 3 受託者は、第1項の監査又は前項の出頭等の要求があったときは、これに応じなければならない。

第6章 指定管理委託料

(指定管理委託料)

第24条 委託者は、業務の対価として受託者に対して指定管理委託料を支払うものとする。

- 2 全指定期間に係る指定管理委託料の総額は 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。なお、指定管理期間において消費税または地方消費税の税率に変動が生じた場合においても、指定管理委託料の総額は前述の額の範囲内とする。
- 3 前項の全指定期間に係る指定管理委託料の総額は、これを保障するものではない。
- 4 指定管理委託料は、本協定に特別な定めがある場合を除き、清算しないものとする。
- 5 受託者は、各四半期の末日から30日以内に、当該四半期分の指定管理委託料について委託者に請求し、委託者は、当該請求を受けてから30日以内に指定管理委託料を支払うものとする。

(指定管理委託料の変更)

第25条 委託者又は受託者は、第9条の規定による変更に伴い、当初合意された指定管理委託料の額が不適当であると認めるときは、相手方に対して文書により指定管理委託料の額の変更を求めることができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱)

第26条 受託者は、在宅サービスセンター条例第9条の規定に基づく利用料金を、受託者の収入として收受するものとする。

(介護報酬等の取扱)

第27条 受託者は、在宅サービスセンターむこうはらの事業の実施により、介護保険法、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による介護報酬等が支払われるときは、当該介護報酬等を、受託者の収入として收受するものとする。

第7章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第28条 業務に係るリスク分担については募集要項の「リスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、リスク分担表に定めのない事項については、委託者受託者協議して定めるものとする。

2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置については、リスク分担表に定めるもののほか次条から第33条までに定めるところによる。

(損害賠償等)

第29条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により管理施設を損傷し、又は消失したときは、これによって生じた損害を委託者に賠償しなければならない。ただし、委託者が特別の事情があると認めた場合は、委託者はその全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 業務の実施において受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

2 委託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受託者に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか第三者への賠償については、民法（明治29年法律第89号）及び国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立て、訴訟等)

第31条 受託者は、業務に関し利用者その他の者から苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟が提起されたときは、委託者と協議の上誠実に対応しなければならない。

2 前項に規定する対応により発生した増加費用については、受託者の負担とする。

(保険)

第32条 業務の実施に当たり、委託者又は受託者が付保しなければならない保険は、

次の表のとおりとする。

委託者	全国市長会市民総合賠償補償保険
受託者	施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第33条 不可抗力が発生した場合、受託者は早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第34条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容、程度等を詳細に記載した文書により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受けた場合は、その状況を確認し、受託者と協議を行い、不可抗力の有無及び費用負担等を決定するものとする。

3 前項の規定により不可抗力の発生に起因する受託者の損害、損失又は増加費用を認めたときは、当該費用については、合理性の認められる範囲で委託者が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第35条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、受託者は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定の定める義務を免れるものとする。

2 受託者が不可抗力により業務の一部を実施できなくなった場合において、委託者は受託者との協議の上、受託者が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理委託料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第36条 受託者は、指定期間の満了に際し、委託者又は委託者が指定する者に対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 委託者は、必要と認める場合には指定期間の満了に先立ち、受託者に対して委託者又は委託者が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 受託者は、委託者からの前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第37条 受託者は、本協定の終了までに、管理施設を原状に回復し、委託者に明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の承認を得た場合は、原状に回復することなく委託者又は委託者が指定する者に明け渡すことができる。

(備品等の取扱い)

第38条 受託者は、指定期間の満了に際し、貸与備品等及び第19条第1項に規定する受託者の調達した備品等を、委託者又は委託者が指定する者に対して引き継がなければならない。

2 受託者は、第19条第3項に規定する受託者の調達した備品等については、自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、委託者との協議において、当該備品等を委託者又は委託者が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了前の指定の取り消し

(委託者による指定の取消し等)

第39条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った指定管理委託料の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ぜることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 在宅サービスセンター条例第13条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 在宅サービスセンター条例第13条第4項に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 在宅サービスセンター条例第15条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが著しく不適当と認められるとき。

2 委託者は、前項の規定に基づく指定の取消しを行おうとする場合は、事前に東大和市行政手続条例（平成9年条例第8号）に基づく聴聞手続を行わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、受託者に損害、損失又は増加費用が生じても、委託者はその賠償の責めを負わない。

(暴力団排除措置による指定の取消し等)

第39条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 暴力団であると認められるとき。
 - (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者かを問わず、事務所の業務を統括する者（事務所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
 - (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら該当者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していけると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 第15条の4に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合について準用する。
- （受託者による指定の取消しの申出）
- 第40条 受託者は、次のいずれかに該当する場合は、委託者に対して指定の取消しを申し出ることができる。
- (1) 委託者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

- (2) 委託者の責めに帰すべき事由により受託者に損害が生じ、委託者がこれを賠償しないとき。
 - (3) 受託者が自らの経営状況から判断して、又は受託者の責めに帰すべき事由により、業務を継続することが困難であると認めるとき。
 - (4) その他受託者が必要と認めるとき。
- 2 委託者は、前項の規定による申出を受けたときは、受託者と協議してその処置を決定するものとする。
- (不可抗力による指定の取消し)

- 第41条 委託者又は受託者は、不可抗力の発生により、業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができる。
- 2 委託者は、前項の規定による協議の結果やむを得ないと判断した場合は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定による取消しにより、受託者に損害、損失又は増加費用があると認められるときは、第34条の規定を準用して定めるものとする。
- (指定取消しの措置)

- 第42条 第36条から第38条までの規定は、委託者が受託者の指定管理者の指定を取り消した場合に準用する。ただし、委託者受託者が合意した場合は、この限りでない。

- ## 第10章 その他
- (権利・義務の譲渡の禁止)
- 第43条 受託者は、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本協定によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (重要事項の変更の届出)
- 第44条 受託者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更があった場合その他これに類する重要事項の変更があった場合は、遅滞なく委託者に届け出なければならない。
- (本業務の範囲外の業務)
- 第45条 受託者は、管理施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を防げない範囲において自己の責任と費用により独自事業を実施することができるものとする。
- 2 受託者は、独自事業を実施する場合は、事前に協議の上、委託者に対し事業計画書を提出し、事前に委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、独自事業が終了した場合は、委託者に報告しなければならない。
- (請求等の様式)

- 第46条 本協定に関する委託者受託者間の請求、通知、申出、報告、承認等は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第47条 業務に関し特別な事情が生じたときは、委託者受託者協議の上、本協定を変更することができる。

2 前項の協議の申出は急を要するものを除き、協定変更予定日の6か月前までに行うものとする。

(管轄裁判所)

第48条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とする。

(解釈)

第49条 本協定の規定に基づき、委託者が受託者に通知をし、受託者から通知を受け、受託者の業務に立会い、又は受託者に説明若しくは報告を求めたことをもって、受託者がその責任において行うべき業務の全部又は一部について委託者が責任を負担するものと解釈してはならない。

(補則)

第50条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項が生じたときは、委託者受託者協議して定めるものとする。

2 本協定の締結期間中に元号の改元が生じたときは、本協定にある元号のうち該当するものについて、新しい元号に読み替えるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

仮協定締結日

令和 年 月 日

協定締結日

令和 年 月 日

委託者（地方公共団体）

所在地 東大和市中央3丁目930番地

名 称 東大和市

代表者 東大和市長

印

受託者（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

印